

JIS

船用電気設備 第201部 システム設計 — 一般

JIS F 8062⁻¹⁹⁹⁶

(IEC 92-201 : 1994)

(2007 確認)

平成 8 年 11 月 8 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：運輸大臣 制定：昭和 61.12.15 改正：平成 8.11.8

官報公示：平成 8.11.21

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 上田 雄司）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（〒100 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

船用電気設備 第201部

F 8062-1996

システム設計—一般

(IEC 92-201 : 1994)

Electrical installations in ships Part 201 :
System design—General

日本工業規格としてのまえがき

この規格は、1994年第4版として発行されたIEC 92-201 (Electrical installations in ships, Part 201 : System design—General) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で下線(点線)を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。

まえがき

IEC 92 (船用電気設備) は、航洋船の電気設備に関し、現在採用されている優れた実行手段を極力取り入れ、また、現行規則類との調和をできるだけ図りながら、国際規格の一系列を構成している。

これらの規格は、SOLAS (海上人命安全条約) の要求に対する具体的な解釈及び補充を行っている規定であり、将来制定されるかもしれない規則類に対する指針でもある。

また、船主、造船所及びその他関係機関が採用する実行手段に対する手引となるものである。

1. 適用範囲

この規格は、船の電気設備のシステム設計の主要な事項に適用する。

参考 この国際一致規格の内容と関連がある日本工業規格の内容とに相違がある場合、特にIEC 92によると指定された場合を除き、相違する内容の適用に当たっては、当事者間の協議による。

1.1 引用規格

次に示す引用規格は、この規格本文に引照されたことにより、このIEC 92-201の規定を構成する規定となる。発行の時点では、ここに表示された版が有効であるが、すべての規格は改訂されるものであり、このIEC 92-201に基づいて合意した関係者には、次に示す規格の最新版を適用するかどうかを調査するよう勧める。

JIS F 8007 船用電気器具の外被の保護形式及び検査通則

JIS F 8061 (IEC 92-101 : 1980) 船用電気設備第101部定義及び一般要求事項

JIS F 8064 (IEC 92-301 : 1980) 船用電気設備第301部機器—発電機及び電動機

JIS F 8072 (IEC 92-401 : 1980) 船用電気設備第401部装備基準及び完成試験

JIS F 8074 (IEC 92-502 : 1980) 船用電気設備第502部個別規定—タンカー

JIS F 8075 (IEC 92-503 : 1975) 船用電気設備第503部個別規定—1 kVを超え11 kV以下の交流配電系統

JIS F 8076 (IEC 92-504 : 1974) 船用電気設備第504部個別規定—制御及び計装

IEC 79-0 : 1983 Electrical apparatus for explosive gas atmospheres, Part 0 : General requirements

IEC 204-1 : 1992 Electrical equipment of industrial machines, Part 1 : General requirements

IEC 331 : 1970 Fire-resisting characteristics of electric cables

IEC 332 Tests on electric cables under fire conditions